

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年12月3日

【会社名】 株式会社NITTAN

【英訳名】 NITTAN Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 李 太煥

【本店の所在の場所】 神奈川県秦野市曾屋518番地

【電話番号】 0463(82)1311(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部部長 北村 隆

【最寄りの連絡場所】 神奈川県秦野市曾屋518番地

【電話番号】 0463(82)1311(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部部長 北村 隆

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)及び
新株予約権付社債(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
第1回新株予約権 2,177,280円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

1,002,170,880円

(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、
当初行使価額すべての新株予約権が行使されたと仮定して
算出された金額です。新株予約権の権利行使期間内に行使
が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却
した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権
の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
は減少します。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

1,494,500,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年11月28日に提出した有価証券届出書につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権)

(1) 募集の条件

払込期日の欄

(2) 新株予約権の内容等

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質の欄

欄外注記

第3 第三者割当の場合の特記事項

5 第三者割当後の大株主の状況

第三部 追完情報

1 事業等のリスクについて

2 臨時報告書の提出

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

払込期日の欄

(訂正前)

	(前略)
払込期日	<p>株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)において、当社の普通株式に対して取引停止処分又は重大な取引制限(一時的な取引制限を含む。)がされていないこと。</p> <p>— 本有価証券届出書の提出日以降、払込期日までの間において、本新株予約権発行要項第10項に記載する行使価額の調整を要する事由又は本新株予約権付社債発行要項第16項第(3)号(ハ)に記載する転換価額の調整を要する事由が発生していないこと。</p> <p>— 当社及び横浜キャピタル株式会社(以下「横浜キャピタル」という。)間の本引受契約締結日付事業提携契約(以下「本事業提携契約」という。)が適法に締結され、かつ、変更されることなく、有効に存続していること。</p>

(訂正後)

	(前略)
払込期日	<p>株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)において、当社の普通株式に対して取引停止処分又は重大な取引制限(一時的な取引制限を含む。)がされていないこと。</p> <p>— 本有価証券届出書の提出日以降、払込期日までの間において、本新株予約権発行要項第10項に記載する行使価額の調整を要する事由又は本新株予約権付社債発行要項第16項第(3)号(ハ)に記載する転換価額の調整を要する事由が発生していないこと。</p> <p>— 当社及び横浜キャピタル株式会社(以下「横浜キャピタル」という。)間の本引受契約締結日付事業提携契約(以下「本事業提携契約」という。)が適法に締結され、かつ、変更されることなく、有効に存続していること。</p>

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質の欄

(訂正前)

当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の 特質	(前略) 5 割当株式数の上限 本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に64,300 円(以下「出資金額」という。)を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大 整数(2025年9月30日時点の当社の発行済株式総数28,978,860株に対する割合は 5.37%)となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は 第3項に従い、行使価額が修正又は調整された場合は、本新株予約権の目的で ある株式の総数は変更される。 (後略)
----------------------------------	---

(訂正後)

当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の 特質	(前略) 5 割当株式数の上限 本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に64,300 円(以下「出資金額」という。)を乗じた金額を下限行使価額で除して得られる 最大整数(2025年9月30日時点の当社の発行済株式総数28,978,860株に対する割 合は6.90%)となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項 又は第3項に従い、行使価額が修正又は調整された場合は、本新株予約権の目的 である株式の総数は変更される。 (後略)
----------------------------------	---

欄外注記

(訂正前)

(前略)

5. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

(中略)

当社は、上記の目指す姿を確実に遂行していくにあたり、事業ポートフォリオ経営体制の構築やM&Aの実行、売上拡大及び収益性改善等が必要であると考えており、そのための資金調達及び各種施策に関して、自社のリソースを活用するだけでなく外部との提携等が有効であると考えていたところ、当社の取引金融機関である株式会社横浜銀行から、横浜銀行グループの中で投資コンサルティング業務を手掛ける横浜キャピタルにて新設した、当社のような上場企業に対して成長資金の提供及び企業価値向上にコミットした経営支援を同時に提供するYokohama Bridge投資事業有限責任組合(以下「Yokohama Bridgeファンド」という。)の紹介を受け、同社から当社グループへの事業上の支援や、横浜キャピタルのグループネットワークを通じた情報提供、顧客紹介、及び資金調達に関する提案がありました。当社は、2025年4月頃から横浜キャピタルと情報交換やヒアリング等をするとともに、同社と協議を続け、同社からの具体的な提案に加え、同社が企業価値向上に関して複数の支援実績があることも踏まえ慎重に検討を重ねた結果、当社が認識している経営課題に取り組むにあたり高度な経営支援を受けられること、下記「(2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、Yokohama Bridgeファンドから提案を受けた第三者割当の方法による本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行が当社に最も適した資金調達方法であると考えたことから、横浜キャピタルとの間で、事業ポートフォリオ経営体制の構築及び実行支援、M&A候補の探索及び実行支援、及び 売上拡大施策及び収益性改善施策の実行支援を主な提携内容とする事業提携を行うとともに、同社が運用を行うファンドに対する第三者割当の方法による新株予約権及び新株予約権付社債の発行を行うことが当社グループの企業価値の向上に最も適した提案であると判断し、本日の取締役会にて横浜キャピタルとの間で事業提携を行うことを決定いたしました。

(後略)

(訂正後)

(前略)

5. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

(中略)

当社は、上記の目指す姿を確実に遂行していくにあたり、事業ポートフォリオ経営体制の構築やM&Aの実行、売上拡大及び収益性改善等が必要であると考えており、そのための資金調達及び各種施策に関して、自社のリソースを活用するだけでなく外部との提携等が有効であると考えていたところ、当社の取引金融機関である株式会社横浜銀行から、横浜銀行グループの中で投資コンサルティング業務を手掛ける横浜キャピタルにて新設した、当社のような上場企業に対して成長資金の提供及び企業価値向上にコミットした経営支援を同時に提供するYokohama Bridge投資事業有限責任組合(以下「Yokohama Bridgeファンド」という。)の紹介を受け、同社から当社グループへの事業上の支援や、横浜キャピタルのグループネットワークを通じた情報提供、顧客紹介、及び資金調達に関する提案がありました。当社は、2025年4月頃から横浜キャピタルと情報交換やヒアリング等をするとともに、同社と協議を続け、同社からの具体的な提案に加え、同社が企業価値向上に関して複数の支援実績があることも踏まえ慎重に検討を重ねた結果、当社が認識している経営課題に取り組むにあたり高度な経営支援を受けられること、下記「(2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、Yokohama Bridgeファンドから提案を受けた第三者割当の方法による本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行が当社に最も適した資金調達方法であると考えたことから、横浜キャピタルとの間で、事業ポートフォリオ経営体制の構築及び実行支援、M&A候補の探索及び実行支援、及び 売上拡大施策及び収益性改善施策の実行支援を主な提携内容とする事業提携を行うとともに、同社が運用を行うファンドに対する第三者割当の方法による新株予約権及び新株予約権付社債の発行を行うことが当社グループの企業価値の向上に最も適した提案であると判断し、本日の取締役会にて横浜キャピタルとの間で事業提携を行うことを決定いたしました。

(後略)

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合	割当後の所有 株式数(千株)	割当後の総 議決権数に に対する所有 議決権数の 割合
(中略)					
計	-	13,452	46.75%	17,328	<u>41.20%</u>

(後略)

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合	割当後の所有 株式数(千株)	割当後の総 議決権数に に対する所有 議決権数の 割合
(中略)					
計	-	13,452	46.75%	17,328	<u>53.08%</u>

(後略)

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

(訂正前)

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第103期)及び半期報告書(第104期中)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年11月28日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2025年11月28日)現在において判断したものであります。

(訂正後)

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第103期)及び半期報告書(第104期中)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年12月3日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年12月3日)現在において判断したものであります。

2 臨時報告書の提出

(訂正前)

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第103期)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年11月28日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(後略)

(訂正後)

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第103期)の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年12月3日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(後略)